

課題レポート

「18歳選挙権と少年法適用年齢の引下げ」

平成30年7月23日

聴講生 和田 道夫

1 はじめに

平成27年6月「公職選挙法の選挙権年齢引下げ」、平成30年6月「民法の成年年齢引下げ」が国会で可決され、今、「少年法の適用年齢」も「満20歳未満」を「満18歳未満」に引下げることが議論されている。

そこで、引下げに伴う刑事的措置について、保護司である筆者が、保護観察の現状を踏まえて、新たな保護観察の私案を以下に述べる。

2 18歳選挙権

平成19年5月「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成19年法律第51号)で「国民投票の投票権年齢」は年齢満18年以上となった。それから8年後、「公職選挙法の選挙権年齢引下げ」が平成27年6月17日全会一致で可決された。なお、18歳以上20歳未満の者が犯した選挙犯罪の事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、刑事処分とし、検察官に送致する、としている。これは、選挙の公正確保と少年保護との均衡を図ったものである。

3 少年法適用年齢の引下げ

平成30年6月13日「民法の成年年齢引下げ」が国会で可決されたことから、「少年法の適用年齢」も「国法上の統一性」「分かりやすさ」から、「満20歳未満」を「満18歳未満」に引下げることの是非が検討されている。現行法の下であれば、少年院送致又は保護観察となる18歳19歳の者の大部分が、適用年齢引下げ後、刑事処分として起訴猶予・刑の執行猶予が言い渡されることが考えられる。これに対する刑事政策的措置として、「起訴猶予者への新たな保護観察」「刑の一部執行猶予制度による保護観察」「宣告猶予制度の導入による保護観察」「罰金の保護観察付き執行猶予」また「若年者に対する保護観察の充実」「保護観察における特別遵守事項の新たな設定」など保護観察に係る措置が数多く検討されている。⁽¹⁾

4 保護観察の現況

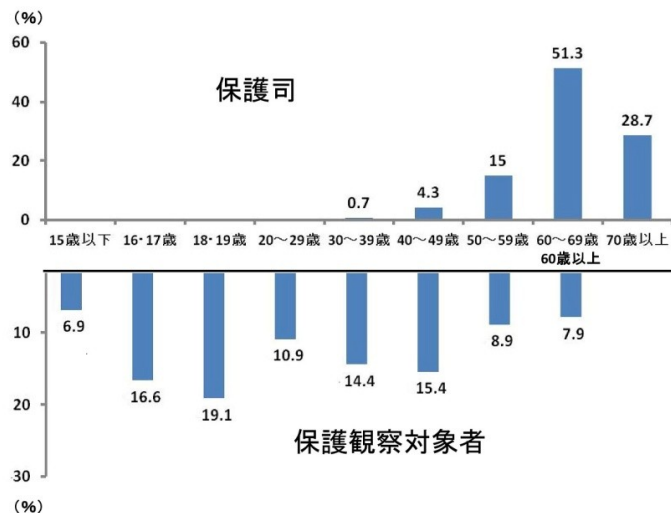
平成28年の「保護観察処分少年及び少年院仮退院者のうち18・19歳の者」は「保

保護観察処分少年」の42,1% 4,366人および「少年院仮退院者」の45,4% 1,244人で、合わせて「成人も含めた保護観察対象者」29,360人の19%を占めている。少年法適用年齢引下げで、この大部分が、家庭裁判所の調査・審判、少年院の矯正教育を経ずに、起訴猶予・刑の

執行猶予で保護観察を受けることとなる。一方、保護司の平均年齢は65.0歳。ここに保護司と保護観察対象者の年齢層別構成比を示す。(2)

保護司と保護観察対象者の世代ギャップがあまりにも大きい現状を考えると、家庭裁判所、

保護司と保護観察対象者の年齢層別構成比(平成29年)



少年院の役割である「保護」「教育」を保護司が担うことができるであろうか。

5 新たな保護観察への私案

若手保護司の確保が困難であり、BBS会員も横ばいとのことから、法学部刑事・刑事政策等専攻3・4年次ゼミ生の保護観察サポート制度を検討してはどうか。更生保護サポートセンターでベテラン保護司と保護観察対象若者の面接等指導するものである。これはBBS会、今のところ盛んな活動とは言い難い「ともだち活動」、会議・研修・地域活動に限定した「保護司活動インターンシップ」制度の高度化といえよう。

6 むすびにかえて

「少年法適用年齢引下げ」により、平成20年6月更生保護法施行に続く更生保護大改革の時を迎えている。従来から取り組んでいる「保護司の安定的確保」に加えて「保護観察対象者との世代ギャップを埋める」施策に取り組まなければならない。

(1) 法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書 平成28年12月

(2) 犯罪白書(平成29年版)2-5-2-2図、3-2-5-2図、7-2-2-1図